

【1 割】

重要事項説明書（通所）

（令和 8 年 6 月 1 日 現在）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 介護予防通所介護事業・通所介護事業 いすず苑
- ・開設年月日 平成 16 年 4 月 11 日
- ・所在地 三重県伊勢市楠部町若ノ山 2605-33
- ・電話番号 0596-28-1010 (FAX) 0596-28-8282
- ・管理者名 施設長 中西 縁
- ・介護保険指定番号 2470800646
24A0800433（総合事業対象者、要支援 1・2）

（2）相談並びに苦情処理担当者

- ・施設担当者 生活相談員 高須 有津美
鈴木 崇昭
中北 せいか
- ・第三者委員 中西 巳徳
山下 敦子
- ・伊勢市役所 介護保険課 21-5647
- ・三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係
専用電話 059-222-4165

（3）施設運営の指針

介護予防通所介護事業・通所介護事業 いすず苑（以下「当事業所」と言う。）は、利用者個々人の通所介護サービス計画書の作成に基づいて、看護、介護及び機能訓練のほか、日常生活に必要な支援を行うことにより、利用者がその有する能力を最大限に生かして自立生活を営めるように努めることとし、その取り組みにあたっては次の各号を指針とする。

- 1) 職員は、「すべての利用者は、それぞれ今日の高度社会を築きあげた功労者であり人生の達人である。」ことに思いを致し、常に感謝と尊敬の念をもって医療・看護・介護・機能訓練および日常生活の支援等のサービスに努める。
- 2) 当事業所は、「利用者個々人が今まで慣れ親しんできた居宅生活のスタイルにより近い生活環境づくり」と「職員との寄り添い合う生活づくり」によってすべての利用者が喜びと生き甲斐の溢れた老後人生を築かれるよう貢献する。

- 3) 当事業所は、地域に開かれた事業所運営を目指し、そのために運営内容の開示・利用者意見等の収集・第三者評価の実施等を積極的に行い、かつ、伊勢市等関係行政機関との連携を密にする。
- 4) 職員は、常に効果的な技術および手法の習得に努め、それぞれのセクションにこだわることなく相互に協力しあって利用者へのケアおよびサービスの充実に努めるものとする。
- なお、管理者は、利用者へのケア効果を高めるための諸施策の展開および設備の改善、備品器具類の導入に努めるものとする。
- 5) 最も望ましい通所介護事業所に築き上げる使命は、職員一人一人の双肩にかかっていることを肝に銘じて日々の業務に専念する。

(注)「最も望ましい通所介護事業所」とは、

利用者およびその家族にあっては「入りたい入らせたい いすず苑」
従業員およびその家族にあっては「働きたい働かせたい いすず苑」

(4)施設の職員体制

職種	
・管理者	常勤・専従 1 人
・機能訓練指導員	1 人以上
・看護職	専従 1 人以上
・介護職	専従 4 人以上
・生活相談員	専従 1 人以上

(5)通所定員数 30名

2. 営業日等

- ① 営業日は、営業日時等は、原則として次の通りです。
年末年始（12/31～1/3）を除く毎日
- ② 営業時間は、8：30 から 19：00
- ③ サービス提供時間は、9：20 から 16：20 （18：30 まで時間延長あり）

3. サービス内容

- ① 通所介護サービス計画の立案
- ② 食事 昼食 12：00 ～
おやつ 15：00 ～
夕食 18：00 ～
- ③ 入浴

- ④ 看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ その他

*これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

4. 利用料金

(1)基本料金【通所介護】

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

・要介護1	658円
・要介護2	777円
・要介護3	900円
・要介護4	1,023円
・要介護5	1,148円

（注）送迎費用は基本料金に含まれます。

その他の料金

① 入浴介助加算Ⅰ	40円／1日
② 入浴介助加算Ⅱ	55円／1日
③ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円／1日
④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	1ヶ月の利用料金（基本料金＋各種加算）の12%
⑤ 科学的介護推進体制加算	40円／月
⑥ 個別機能訓練加算（Ⅰ）	56円／1日
⑦ 個別機能訓練加算（Ⅱ）上乘せ	20円／月
⑧ 認知症加算	60円／回
⑨ 口腔機能向上加算（Ⅱ）	160円／回
※3月以内の期間に月に2回までの算定となります	
⑫ 口腔・栄養スクリーニング加算	20円／回
※半年に一度の算定となります	
⑬ 栄養アセスメント加算	50円／月
⑭ 食費（食材料費等）	昼食 650円（おやつ代含む） 夕食 650円

⑮ 若年性認知症利用者受入加算	60円/月
⑯ 事業所が送迎を行わない場合の減算	47円/片道
⑰ 区域外送迎費	実費相当とする

(2)基本料金【通所介護相当サービス】

・総合事業対象者 要支援1

1ヶ月の中で全部で4回まで（入浴なし）	386円/回
1ヶ月の中で全部で4回まで（入浴あり）	436円/回
1ヶ月の中で全部で5回以上	1,798円/月

・総合事業対象者 要支援2

1ヶ月の中で全部で8回まで（入浴なし）	397円/回
1ヶ月の中で全部で8回まで（入浴あり）	447円/回
1ヶ月の中で全部で9回以上	3,621円/月

その他の料金

① サービス提供体制強化加算（I）

事業対象者 要支援1	88円（1ヶ月単位）
事業対象者 要支援2	176円（1ヶ月単位）

② 介護職員等処遇改善加算（I）ロ

1ヶ月の利用料金（基本料金＋各種加算）の12%

③ 科学的介護推進体制加算

40円

④ 口腔機能向上加算（II）

160円/月

⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算（I）

20円/回

※半年に一度の算定となります

⑥ 栄養アセスメント加算

50円/月

⑦ 食費（食材料費等）

昼食	650円（おやつ代含む）
夕食	650円

⑧ 若年性認知症利用者受入加算

240円/月

⑨ 事業所が送迎を行わない場合の減算

47円/片道

⑩ 区域外送迎費

実費相当とする

(4)支払方法

- ・料金計算は月末締めで行い、翌月中旬に請求書を発行いたしますので、指定された期日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、口座自動振替か窓口払いの方法があります。

5. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

・市立伊勢総合病院 伊勢市楠部町 3038

・山崎外科内科病院 伊勢市楠部町乙 77

・協力歯科医療機関

・宇治山田歯科医院 伊勢市岩渕 2 丁目 4-37

通所介護ご利用者様につきましては、在宅の主治医が投薬・受診の基本となります。

6. 緊急時における対応方法

- ・当事業所は、通所介護の提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合 その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡を行うと等の措置を講じることとともに、管理者にも報告します。

7. 施設利用にあたっての留意事項

- ・喫煙・飲酒 原則禁止ですが、個別にご相談下さい。
- ・火気の取扱い 施設内火気厳禁です。
- ・設備・備品の利用 申し出により可能な物とします。
- ・宗教活動・ペットの持ち込み 禁止します。

8. 非常災害対策

- ・管理者は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的な計画を定めています。
- ・管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を年2回以上実施する等利用者の安全に対して万全を期しています。
- ・当事業所は、医療機関、ほかの社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めています。

9. 秘密保持等

- ・当事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とします。
- ・当事業所は、職員の離職後も、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、就業規則、雇用契約書等で定めています。
- ・当事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により、得るものとします。

10. 事故発生時の対応

- ・当事業所は、通所介護の提供時に事故が発生した場合は、速やかに伊勢市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・当事業所は、上記の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録します。
- ・当事業所は、利用者に対する指定通所介護または通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ・当事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

11. 要望又は苦情処理

- ・当事業所は、提供した施設サービスに関する利用者及びその家族からの要望又は苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講じます。
- ・当事業所は、苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容等を記録するものとし、伊勢市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとします。

12. 身体拘束等廃止

- ・当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

13. 虐待防止

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために次の措置を講じます。

- ・虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ・虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催と内容の周知
- ・虐待防止のための指針の整備
- ・虐待防止担当者の任命

当事業所は、サービス提供中に、職員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを伊勢市に通報するものとします。

14. 衛生管理

管理者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行い、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとします。

15. 地域交流

当事業所は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図っていきます。

16. その他

当事業所の詳細は、パンフレットをご参照下さい。

第三者評価については実施無です。

令和 年 月 日

通所介護サービス又は通所介護相当サービスの利用にあたり、利用者に対し契約書及び本書に基づいて重要事項を説明しました。

事業所

名称

通所介護事業

いすず苑

説明者

職名

氏名

㊞

上記内容の説明を受け、承諾しました。

利用者

又は、代理人

住所

氏名

㊞

【2割】

重要事項説明書（通所）

（令和8年6月1日 現在）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 介護予防通所介護事業・通所介護事業 いすず苑
- ・開設年月日 平成16年4月11日
- ・所在地 三重県伊勢市楠部町若ノ山 2605-33
- ・電話番号 0596-28-1010 (FAX) 0596-28-8282
- ・管理者名 施設長 中西 縁
- ・介護保険指定番号 2470800646
24A0800433（総合事業対象者、要支援1・2）

（2）相談並びに苦情処理担当者

- ・施設担当者 生活相談員 高須 有津美
鈴木 崇昭
中北 せいか
- ・第三者委員 中西 巳徳
山下 敦子
- ・伊勢市役所 介護保険課 21-5647
- ・三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係
専用電話 059-222-4165

（3）施設運営の指針

介護予防通所介護事業・通所介護事業 いすず苑（以下「当事業所」と言う。）は、利用者個々人の通所介護サービス計画書の作成に基づいて、看護、介護及び機能訓練のほか、日常生活に必要な支援を行うことにより、利用者がその有する能力を最大限に生かして自立生活を営めるように努めることとし、その取り組みにあたっては次の各号を指針とする。

- 1）職員は、「すべての利用者は、それぞれ今日の高度社会を築きあげた功労者であり人生の達人である。」ことに思いを致し、常に感謝と尊敬の念をもって医療・看護・介護・機能訓練および日常生活の支援等のサービスに努める。
- 2）当事業所は、「利用者個々人が今まで慣れ親しんできた居宅生活のスタイルにより近い生活環境づくり」と「職員との寄り添い合う生活づくり」によってすべての利用者が喜びと生き甲斐の溢れた老後人生を築かれるよう貢献する。

- 3) 当事業所は、地域に開かれた事業所運営を目指し、そのために運営内容の開示・利用者意見等の収集・第三者評価の実施等を積極的に行い、かつ、伊勢市等関係行政機関との連携を密にする。
- 4) 職員は、常に効果的な技術および手法の習得に努め、それぞれのセクションにこだわることなく相互に協力しあって利用者へのケアおよびサービスの充実に努めるものとする。
 なお、管理者は、利用者へのケア効果を高めるための諸施策の展開および設備の改善、備品器具類の導入に努めるものとする。
- 5) 最も望ましい通所介護事業所に築き上げる使命は、職員一人一人の双肩にかかっていることを肝に銘じて日々の業務に専念する。

(注)「最も望ましい通所介護事業所」とは、

利用者およびその家族にあつては「入りたい入らせたい いすず苑」
 従業員およびその家族にあつては「働きたい働かせたい いすず苑」

(4)施設の職員体制

職種	
・ 管理者	常勤・専従 1 人
・ 機能訓練指導員	1 人以上
・ 看護職	専従 1 人以上
・ 介護職	専従 4 人以上
・ 生活相談員	専従 1 人以上

(5)通所定員数 30名

2. 営業日等

- ① 営業日は、営業日時等は、原則として次の通りです。
 年末年始（12/31～1/3）を除く毎日
- ② 営業時間は、8：30 から 19：00
- ③ サービス提供時間は、9：20 から 16：20 （18：30 まで時間延長あり）

3. サービス内容

- ① 通所介護サービス計画の立案
- ② 食事

昼食	12：00	～
おやつ	15：00	～
夕食	18：00	～
- ③ 入浴

- ④ 看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ その他

*これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

4. 利用料金

(1)基本料金【通所介護】

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

・要介護1	1, 316円
・要介護2	1, 554円
・要介護3	1, 800円
・要介護4	2, 046円
・要介護5	2, 296円

(注) 送迎費用は基本料金に含まれます。

その他の料金

① 入浴介助加算Ⅰ	80円/1日
② 入浴介助加算Ⅱ	110円/1日
③ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	44円/1日
④ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	1ヶ月の利用料金(基本料金+各種加算)の12%
⑤ 科学的介護推進体制加算	80円/月
⑥ 個別機能訓練加算(Ⅰ)	112円/1日
⑦ 個別機能訓練加算(Ⅱ)上乘せ	40円/月
⑧ 認知症加算	120円/回
⑨ 口腔機能向上加算(Ⅱ)	320円/回
※3月以内の期間に月に2回までの算定となります	
⑩ 口腔・栄養スクリーニング加算	40円/回
※半年に一度の算定となります	
⑪ 栄養アセスメント加算	100円/月
⑫ 食費(食材料費等)	昼食 650円(おやつ代含む) 夕食 650円

⑬ 若年性認知症利用者受入加算	120円/月
⑭ 事業所が送迎を行わない場合の減算	94円/片道
⑮ 区域外送迎費	実費相当とする

(2)基本料金【通所介護相当サービス】

・総合事業対象者 要支援1

1ヶ月の中で全部で4回まで（入浴なし）	772円/回
1ヶ月の中で全部で4回まで（入浴あり）	872円/回
1ヶ月の中で全部で5回以上	3,596円/月

・総合事業対象者 要支援2

1ヶ月の中で全部で8回まで（入浴なし）	794円/回
1ヶ月の中で全部で8回まで（入浴あり）	894円/回
1ヶ月の中で全部で9回以上	7,242円/月

その他の料金

① サービス提供体制強化加算（I）

事業対象者 要支援1	176円（1ヶ月単位）
事業対象者 要支援2	352円（1ヶ月単位）

② 介護職員処遇改善加算（I）ロ

1ヶ月の利用料金（基本料金＋各種加算）の12%

③ 科学的介護推進体制加算

80円

④ 口腔機能向上加算（II）

320円/月

⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算（I）

40円/回

※半年に一度の算定となります

⑥ 栄養アセスメント加算

100円/月

⑦ 食費（食材料費等）

昼食	650円（おやつ代含む）
夕食	650円

⑧ 若年性認知症利用者受入加算

480円/月

⑨ 事業所が送迎を行わない場合の減算

94円/片道

⑩ 区域外送迎費

実費相当とする

(4)支払方法

- ・料金計算は月末締めで行い、翌月中旬に請求書を発行いたしますので、指定された期日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、口座自動振替か窓口払いの方法があります。

10. 事故発生時の対応

- ・当事業所は、通所介護の提供時に事故が発生した場合は、速やかに伊勢市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・当事業所は、上記の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録します。
- ・当事業所は、利用者に対する指定通所介護または通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ・当事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

11. 要望又は苦情処理

- ・当事業所は、提供した施設サービスに関する利用者及びその家族からの要望又は苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講じます。
- ・当事業所は、苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容等を記録するものとし、伊勢市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとします。

12. 身体拘束等廃止

- ・当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

13. 虐待防止

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために次の措置を講じます。

- ・虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ・虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催と内容の周知
- ・虐待防止のための指針の整備
- ・虐待防止担当者の任命

当事業所は、サービス提供中に、職員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを伊勢市に通報するものとします。

14. 衛生管理

管理者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行い、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとします。

15. 地域交流

当事業所は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図っていきます。

16. その他

当事業所の詳細は、パンフレットをご参照下さい。

第三者評価については実施無です。

令和 年 月 日

通所介護サービス又は通所介護相当サービスの利用にあたり、利用者に対し契約書及び本書に基づいて重要事項を説明しました。

事業所

名称

通所介護事業

いすず苑

説明者

職名

氏名

㊞

上記内容の説明を受け、承諾しました。

利用者

又は、代理人

住所

氏名

㊞

重要事項説明書（通所）

（令和8年6月1日 現在）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 介護予防通所介護事業・通所介護事業 いすず苑
- ・開設年月日 平成16年4月11日
- ・所在地 三重県伊勢市楠部町若ノ山 2605-33
- ・電話番号 0596-28-1010 (FAX) 0596-28-8282
- ・管理者名 施設長 中西 縁
- ・介護保険指定番号 2470800646
24A0800433（総合事業対象者、要支援1・2）

（2）相談並びに苦情処理担当者

- ・施設担当者 生活相談員 高須 有津美
鈴木 崇昭
中北 せいか
- ・第三者委員 中西 巳徳
山下 敦子
- ・伊勢市役所 介護保険課 21-5647
- ・三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係
専用電話 059-222-4165

（3）施設運営の指針

介護予防通所介護事業・通所介護事業 いすず苑（以下「当事業所」と言う。）は、利用者個々人の通所介護サービス計画書の作成に基づいて、看護、介護及び機能訓練のほか、日常生活に必要な支援を行うことにより、利用者がその有する能力を最大限に生かして自立生活を営めるように努めることとし、その取り組みにあたっては次の各号を指針とする。

- 1）職員は、「すべての利用者は、それぞれ今日の高度社会を築きあげた功労者であり人生の達人である。」ことに思いを致し、常に感謝と尊敬の念をもって医療・看護・介護・機能訓練および日常生活の支援等のサービスに努める。
- 2）当事業所は、「利用者個々人が今まで慣れ親しんできた居宅生活のスタイルにより近い生活環境づくり」と「職員との寄り添い合う生活づくり」によってすべての利用者が喜びと生き甲斐の溢れた老後人生を築かれるよう貢献する。

- 3) 当事業所は、地域に開かれた事業所運営を目指し、そのために運営内容の開示・利用者意見等の収集・第三者評価の実施等を積極的に行い、かつ、伊勢市等関係行政機関との連携を密にする。
- 4) 職員は、常に効果的な技術および手法の習得に努め、それぞれのセクションにこだわることなく相互に協力しあって利用者へのケアおよびサービスの充実に努めるものとする。
 なお、管理者は、利用者へのケア効果を高めるための諸施策の展開および設備の改善、備品器具類の導入に努めるものとする。
- 5) 最も望ましい通所介護事業所に築き上げる使命は、職員一人一人の双肩にかかっていることを肝に銘じて日々の業務に専念する。

(注)「最も望ましい通所介護事業所」とは、

利用者およびその家族にあっては「入りたい入らせたい いすず苑」
 従業員およびその家族にあっては「働きたい働かせたい いすず苑」

(4)施設の職員体制

職種	
・ 管理者	常勤・専従 1 人
・ 機能訓練指導員	1 人以上
・ 看護職	専従 1 人以上
・ 介護職	専従 4 人以上
・ 生活相談員	専従 1 人以上

(5)通所定員数 30名

2. 営業日等

- ① 営業日は、営業日時等は、原則として次の通りです。
 年末年始（12/31～1/3）を除く毎日
- ② 営業時間は、8：30 から 19：00
- ③ サービス提供時間は、9：20 から 16：20 （18：30 まで時間延長あり）

3. サービス内容

- ① 通所介護サービス計画の立案
- ② 食事

昼食	12：00	～
おやつ	15：00	～
夕食	18：00	～
- ③ 入浴

- ④ 看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ その他

*これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

4. 利用料金

(1)基本料金【通所介護】

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

・要介護1	1,974円
・要介護2	2,331円
・要介護3	2,700円
・要介護4	3,069円
・要介護5	3,444円

(注) 送迎費用は基本料金に含まれます。

その他の料金

① 入浴介助加算Ⅰ	120円/1日
② 入浴介助加算Ⅱ	165円/1日
③ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	66円/1日
④ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	1ヶ月の利用料金(基本料金+各種加算)の12%
⑤ 科学的介護推進体制加算	120円/月
⑥ 個別機能訓練加算(Ⅰ)	168円/1日
⑦ 個別機能訓練加算(Ⅱ)上乘せ	60円/月
⑧ 認知症加算	180円/回
⑨ 口腔機能向上加算(Ⅱ)	480円/回
※3月以内の期間に月に2回までの算定となります	
⑩ 口腔・栄養スクリーニング加算	60円/回
※半年に一度の算定となります	
⑪ 栄養アセスメント加算	150円/月
⑫ 食費(食材料費等)	昼食 650円(おやつ代含む) 夕食 650円

⑬ 若年性認知症利用者受入加算	180円/月
⑭ 事業所が送迎を行わない場合の減算	141円/片道
⑮ 区域外送迎費	実費相当とする

(2)基本料金【通所介護相当サービス】

・総合事業対象者 要支援1

1ヶ月の中で全部で4回まで（入浴なし）	1,158円/回
1ヶ月の中で全部で4回まで（入浴あり）	1,308円/回
1ヶ月の中で全部で5回以上	5,394円/月

・総合事業対象者 要支援2

1ヶ月の中で全部で8回まで（入浴なし）	1,191円/回
1ヶ月の中で全部で8回まで（入浴あり）	1,341円/回
1ヶ月の中で全部で9回以上	10,863円/月

その他の料金

① サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

事業対象者 要支援1	264円（1ヶ月単位）
事業対象者 要支援2	528円（1ヶ月単位）

② 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ

1ヶ月の利用料金（基本料金＋各種加算）の12%

③ 科学的介護推進体制加算	120円
④ 口腔機能向上加算（Ⅱ）	480円/月
⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	60円/回

※半年に一度の算定となります

⑥ 栄養アセスメント加算	150円/月
⑦ 食費（食材料費等）	昼食 650円（おやつ代含む） 夕食 650円

⑧ 若年性認知症利用者受入加算	720円/月
⑨ 事業所が送迎を行わない場合の減算	141円/片道
⑩ 区域外送迎費	実費相当とする

(4)支払方法

- ・料金計算は月末締めで行い、翌月中旬に請求書を発行いたしますので、指定された期日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、口座自動振替か窓口払いの方法があります。

10. 事故発生時の対応

- ・当事業所は、通所介護の提供時に事故が発生した場合は、速やかに伊勢市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・当事業所は、上記の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録します。
- ・当事業所は、利用者に対する指定通所介護または通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ・当事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

11. 要望又は苦情処理

- ・当事業所は、提供した施設サービスに関する利用者及びその家族からの要望又は苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置する等、必要な措置を講じます。
- ・当事業所は、苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容等を記録するものとし、伊勢市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとします。

12. 身体拘束等廃止

- ・当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

13. 虐待防止

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために次の措置を講じます。

- ・虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ・虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催と内容の周知
- ・虐待防止のための指針の整備
- ・虐待防止担当者の任命

当事業所は、サービス提供中に、職員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを伊勢市に通報するものとします。

14. 衛生管理

管理者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行い、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとします。

15. 地域交流

当事業所は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図っていきます。

16. その他

当事業所の詳細は、パンフレットをご参照下さい。

第三者評価については実施無です。

令和 年 月 日

通所介護サービス又は通所介護相当サービスの利用にあたり、利用者に対し契約書及び本書に基づいて重要事項を説明しました。

事業所

名称

通所介護事業

いすず苑

説明者

職名

氏名

㊞

上記内容の説明を受け、承諾しました。

利用者

又は、代理人

住所

氏名

㊞